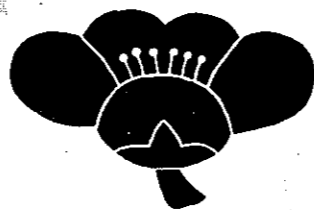


日本農民 建築

国立保健医療科学院蔵書



10012207



QLD
2
4

農民建築の見方 (三)

石 原 憲 治

第三は地域的、系統的理論を導く事であるが、是れは以上の實證的實地的研究、と綜合的觀察に基く事の二つの事柄から、必然的に導き出されねばならぬ事柄であると思ふ。

單に個々の家が、他と獨立して、何等の關係もなく調査記述されただけでは充分とは謂はれないのみならず、全國的の系統が明かにならなくてはその個々の記述説明さへも不充分である。例へば或る家の間取がどうなつて居ると謂ふ事を説明するにしても、我國に於ける農家の間取の形式の類別が明かになつて居なくては是をはつきりと認識する事が出来ないのである。その爲めに私は我國の間取の形式の分類から始めて、略そのタイプが明かになつたので、全國を實査してその種々の形式の間の關係を明かにする事が出来たと思つて居る。又構造にしても、地方地方によつて獨特の構造が残つて居る。是等の分野は實際今日迄全く知られて居ないものが多い。それで私は地方を旅行する度に、大抵何か新しい事實を發見して來るのが常である。斯る事は深く入れば入る程興味の盡きないものがある。斯様にして居ると多くの資料が集まり益々纏めるのに困難を感じるのであるが、此の困難はどうしても打勝たねばならぬと思つて居る。僅かの材料を器用に纏める事は至つて簡單であらう。然し、私は已に此の未開の原

野に豊富な收穫を刈り取る事が出来ると信じて居る。

建物の外觀は構造に依存す事柄が多いものであつて、實際構造の骨組から説明しなくては不徹底である。例へば信州の葎葎屋根とスサの農家とよく似て居るとか、或は同じ外觀であると謂ふたとしても、それは何等の意味を有しない。それは世界中の家は皆よく似て居るとか、或は同じ外觀を有して居ると謂ふ事と同じ意味に過ぎないのである。實際その小屋組の構造を調べた上でなくては、唯外觀が同じだと謂つた所で意味をなさない。又例へば英吉利の農家の葎葎屋根と日本の農家の葎葎屋根のあるものと外觀が同一であつても、その小屋組の構造が異つて居ては直ちに是れを同一視する事は出来ない。

それは地球上の家の屋根の形の分類をする事ならばそれで宜敷しいが、同一の形の屋根があつたからと謂ふて、同じ系統だとは謂はれない。我國の農家にしてもそうだ。東北地方の四注の屋根と、九州地方の四注の屋根と同じ外觀だと云つてそれだけで充分だとは謂はれない。その小屋組の構造が異つて居れば、その相異を明かにして、その地域的特質を認識しなくてはならぬ。そしてその構造の相異こそ重要な意味があるのである。

建築的に謂へば、單に外觀だけの觀察に基いて説明と謂ふものは極めて不十分なもので素人的センスを一步も踏み出して居ないものと謂はねばならぬ。外觀が美しいと云ふだけでは不十分であり、どうして美しいかと謂ふ事に就てその構造

からはつきり認識されなくてはならぬ。
外観に對して内観とも謂ふべき、内部の構成美に就ても同様であると思ふ。農民建築の内部は殊に構造が露出されて居るものが多く、爲めに一層構成的美が發揮されて居るのである。然しそれが如何なる構造によつてそのものであるかと謂ふ事を明かに認識しなくてはならぬ。

斯る事柄に對し從來通り一片の旅行者的觀察と、直感(直)で、器用に物を云ふ風があつたが、もうそういふ程度の觀察は一顧の價値のないものであるとわたしは思つて居る。ジャナリスティクに物の表面を撫でるだけでは、それも一つの才能ではあらうが、われわれには用はない。われわれはもつと深く國民生活の内部に觸れなくてはならないのだと思ふ。斯様にした結果始めて、地域的特質が明かになり、その發達の歴史的過程が自ら解明されるのである。

我國農民建築の取に就て謂へば、その形式的類別と共にその地方的の分布地域を明にする事によつて、その取の形式的類別の間の相互の發達の過程と共に、その地方的特質が明かになるのである。是れは構造に於ても同様であつて、その形態的類別と共に、その分布が明かになつて始めて地域的特質がわかるのである。

從來我國の史學並に民俗學方面の尊敬すべき先達達の勞作の發表されたものを見て、常にわたしは滿たされぬものを感じて居たのであるが、それは地域的特質と謂ふものがはつきりと認識されない事であつたと思ふ。そこでは全國が一色

に塗りつぶされるか、然らざれば、斷片的の所謂「採集」が羅列されて居るに過ぎないのであつて、採集は所詮採集に終らねばならぬのである。われわれはその以前に方法論の問題に就て、明確なる判断を持たねばならぬと思ふ。

そして、わたしの探つた形態的類別と、その地域的觀察の方法は最も正しい方法であると思つて居る。それから地方的特質と史的發達の過程とを自ら明かにし得るのである。是れらの方法の外にも尙ほ文獻學的並に史學的研究方法もあり、又社會的調査方法もあると思つて居る。又史學的方法に就ても、もう少し地方誌的資料を蒐集する事の必要を感じて居る。特に農村の住宅問題に關する限り、その經濟的關係なり、同居家族數なり並に衛生等の關係に就て社會的調査を行ふ必要があるのであるが、それは私一人の研究としては到底力の及ばない事柄に屬するのである。

然しわたしの研究は、是等の問題に對して基本的な資料を提供するものであると思ふて居る。何故なら我國の農民の住家はその地方地方で、一定の形態的特質が存する事が明になつて居るのであるが、此の考へを考慮に入れて考へるならば問題は極めて單純になるのである。此の點は都會の住家と根本的に異なる所であると思ふ。従つて農村住宅の社會的調査にしても、此のタイプの觀察を除外しては不徹底なものになるのである。又家屋の統計的調査を行ふにしても、徒に數字的結果を並べただけでは、不充分であつて、此のタイプを基礎にして始めてその意味が明かになるのである。

農村住居問題の考察 (一)

一般に農村問題と云へば、産業方面、生産生活の方面が主になつて、消費生活、殊に住居の問題など全然考へられて居なかつたのであるが、斯う云ふ時に齋藤子爵が國策としての重要性を表明せられた事は斯る問題に關心を持つ者にとつて默過する事の出来ない事であると思ふ。

從來農村生活の文化的諸問題、即ち娯樂の問題、住宅の問題、服裝の問題、或は娯樂乃至社交生活等の改善に就て充分識者の考慮が拂はれず疎じられ勝ちであつた様に思はれるが是は誠に遺憾に思ふ。此の内住宅問題は特に今日の急務であると思ふ。

我國内地の農家は五百六十萬戸あつて、全國總數の約四分五分期ち約半數を占めて居るのであるから、此の改善は國民生活の實力を涵養し、其の水準を高め、以て農村の保健と生活の改善の爲に極めて重大な問題である。

即ち第一、國民の保健問題に就て見るに近年都市の住民の健康状態が漸次改善されて來て居る様に聞いて居るが、是は都市の環境が改善された事がその原因の一つとして數へられると思ふ。然るに農村部落の環境は依然として改善されて居ないのである。此の點に於て住宅は生活の本據としてその改善は國民の衛生保健上一日も忽に出來ないものである。
第二に、農業經營、即ち生産生活の方面から見て今日の農

村住家は當然改善せられねばならぬ時期に達しつゝあると思ふ。前にも述べた如く今日迄我國の農村問題は主に農業經營による經濟問題が中心となつて居たが、是は同時に其の生活の本據である所の住宅の經營とその改善を伴はねばならぬ。

第三、農村の消費生活を中心とした生活改善のために必要である。即ち住宅の取構造等に現はれた日常生活をもつと明ら、健康的なものとし、且つ經濟的、合理的なものとする爲には住宅の改善が根本的に必要である農村生活の向上と云ふ事は單に農村自身の問題計りでなく、同時に都市との關係に於て、又一國の國力の充實と云ふ點に於て最も重要な問題でなければならぬと私は考へて居る。今日の農村には購買力もなく、消費生活の經濟的基礎がないと云つてよいのではないと思ふ。住宅費が農民の生計費目の内に殆んど見られないと云ふ事は是を語るものに外ならない。農業の問題を語るのには私の立場でないから、私は單に農村の住家と云ふ側からの觀察に過ぎないのであるが、齋藤子爵の云はれる通り「農民の住居が改善され、生活の向上が出來れば、副業獎勵なども出來るやうになり、經濟的にも自然更生の途を辿り得るであらう」と思ふのである。

翻つて今日五百六十萬戸の農家の内には已に腐朽して直ちに全部の改善を必要とするものも多數あれば、又其の一部を改善又は修築すれば足りるものもある。其他残りの部分のものも其の建物の壽命の年限内に毎年幾分づつ改善並に修築を

必要とするのである。

昨年の冷害の結果から東北六縣も其の対策の一つとして農村住宅の改善が考慮されて居ると云ふ事を聞いたが、是は誠に結構な事である。是等の方策に對して其の實現の經濟的方法を編てると共に他方に於て其の指導をする人々を養成しなければならぬと思ふ。

經濟的方法の一つはこれ迄各地の農村で豪所改善に實行されて居つた努力率仕であるとか、或は頼母子講の方法などで互助的、自力的に行ふ事も結構であるが、更に進んで從來都市の建物に對して各種の法律により、又は財政的に住宅供給を助成せられて居る様に、今後は農村に對しても國家的補助即ち助成資金交付なり、低利資金の融通なりに依り、又同時に尖業救済事業の一部分として是を促進する様に努められることが必要ではないかと思ふ。若し是によつて農村に事業が興へられ、幾分でも購買力が附與せられるならば一石二鳥と云ふものであらう。

今日の農民は昔の様に爐端で細や草鞋を作つて居たのでは餓死する外に道はない。もつと積極的な更生の道を迎ねばならぬ。さうする爲には自然、生活の方法も是に伴つて變つて來ねばならず、住居の改善も必要になつて來るのである。

私は此の問題に就て數年前或る機會に『今日の農民は肥料の買入れから、農産物の販賣に至る迄組合其他の共同組織によつて行つて居る。従つて副業にしても昔の様に土間で草鞋

や細を作つたりする時代ではなく、住家にしても住居の部分と作業の部分とが分離して來ねばならず、貯蔵の方法も改善せられ、農業經營の方法も昔日のそれと異つて來たのである。

作業の共同經營の方針は農村建築に於ても同様であつて、將來は共同經營による作業場や住宅迄も出來る業になる事と思ふ。』と謂ふ様な意味の事を述べた事があるが、是は當時としては可なり突飛な議論を述べた様に思はれない事もないが然し都會に於て最も不生産的なる所謂細民階級の住宅の改善が政府の手によつて、共同住宅の形式に依つて行はれて居るのであるから、考へ様によつては出來ない事もないのである。

然し、より實行性のある手段としては農村單位の住宅改善組合の様な組織を作つて是れに保護奨励指導の道を講ずる事が最も適切な方法ではないかと思ふ。那須教授は或る所で次の様に述べて居られる。『かくして共同經營で萬事を進める事になれば生産費の節約の出來る事は勿論販賣費なども農民個々がやるよりは餘程有利になる。それから私はこの共同經營の精神を以て各農村に所謂計費經濟で農村を樹立し、この負債は何年したら返済する、この村では何人の過剩勞力であると、それでは何かの産業を興して、これを消化させる。』即ち行政區劃で出來て居る村單位は直ちに一個の經濟單位として活動するやうにする事が良いと主張して居られるが此の精神を農村住家の經營の上にも適用する事が必要であると私は考へるのである。

石原憲治著

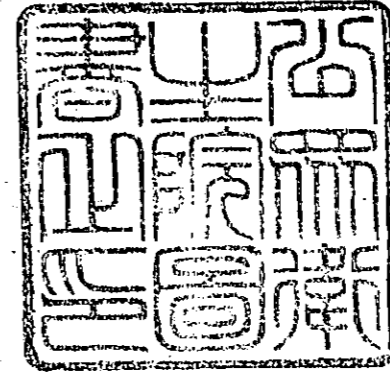
日本農民建設

第二輯

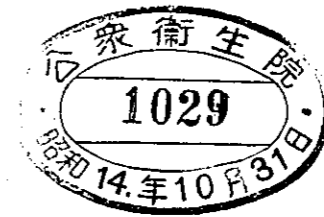


聚樂社刊

RLD
2
4



內容目次



圖版目次

1	宅地全景	(長崎縣壱岐郡賀村山川峯四郎氏)
2	ニワ内景	(長崎縣壱岐郡賀村坂本合三氏)
3	宅地全景	(同 上)
4	ニワ内景	(同 上)
5	納屋	(長崎縣西彼杵郡長與村田中岩吉氏)
6	母屋全景	(長崎縣南高來郡杉谷村本村助藏氏)
7	母屋全景	(長崎縣南高來郡杉谷村野島助藏氏)
8	母屋全景	(佐賀縣佐賀郡鍋島村津村平三郎氏)
9	釜屋内景	(佐賀縣佐賀郡鍋島村小部源吉氏)
10	母屋全景	(同 上)
11	ニワ内景	(佐賀縣佐賀郡久保田村某氏)
12	母屋全景	(福岡縣筑紫郡席田村吉原留藏氏)
13	母家背景	(福岡縣糸島郡波多江村中村惣太郎氏)
14	宅地全景	(福岡縣三井郡味坂村後藤喜四郎氏)
		(大分縣日田郡日田町某氏)

15	ニワ内景	(同 上)
16	聚落景觀	(大分縣東國東郡旭日村田中源二郎氏)
17	母家前面	(大分縣東國東郡旭日村)
18	納屋	(大分縣大分郡高田村江藤福次郎氏)
19	座敷内景	(同 上)
20	聚落景觀	(熊本縣阿蘇郡高森町)
21	母屋全景	(熊本縣阿蘇郡高森町田上正義氏)
22	厩舎	(同 上)
23	板倉	(同 上)
24	厩舎	(宮崎縣西臼杵郡高千穂町興相重友氏)
	ニワ内景	(同 上)

(同一番號中右ハ上圖、左ハ下圖)

解説目次

九州の概観補遺……………一

長崎縣下の概観……………三

圖版説明……………六

佐賀縣下の概観……………一五

圖版説明……………一八

福岡縣下の概観……………二一

圖版説明……………二五

大分縣下の概観……………二九

圖版説明……………三二

補遺(熊本、宮崎縣)圖版説明……………三七

九州の概観

補遺

九州の系統の概観は已に前に述べた通りであるが、是れを少しく補つておきたい。

第一に喰達の形式である。

是れは九州でも北部の交通の不便な長崎縣の島嶼を初め長崎、佐賀、福岡縣地方の山間部に多く見られるもので、凡らく本邦に於ける最も古い間取の形式に屬するものであらうと曰ふ見解は、中國地方の概観に於て述べて置いた通りである。中國地方の説明では本州と四國地方に就て述べておいたのであつたが、九州地方にも此の形式が古くから存在して居つた事が明になつたので、茲に附加しておき度いと思ふ。是れは上手後に寢間があり、その前に座敷を取りその下手に勝手と上り鼻の間があつて、上手前の座敷と下手後の勝手に廣くなつて居る爲に、上手と下手の前後の仕切が横に喰達つて居るものである。

此の四室の喰達の更に原始的な間取は、是も中國篇で述べておいた通り、三室の原型となるのであるが、九州地方では此の形式は比較的少數ではあるが北部地方に見られ、又宮崎縣並に鹿児島縣に相當多く分布して居る。本篇の福岡縣波多江村の中村惣太郎氏の例などはその最もよきもの、一つであらうと思ふ。又宮崎縣西臼杵郡高千穂町の興梶重友氏の家も此の例と見ることが出来る。何れも前輯になかつたものであるが、後者は特に補遺として追加したものである。

是等の間取をよく研究して見ると、原型の間取が一番古くて、次いで、縦喰達の間取が出来た事が明になる。喰達の型式は、九州北部、四國及び中國、近畿等に分布して居るが、是は我國古代の文明とつながりを持つ一つの住居形式であると思はれる。是れに比べると整理四間取の形式は一時代後の形式であつて現に他方の實査に當つて兩形式の存在して居る處でその年代を調査して見ると此の事が明になる。

第二に九州の廣間型に就ては豊後國一帯を中心として、是れに接して西方筑後浮羽郡(福岡縣)肥後阿蘇郡(熊本縣)等の山間部にかけて分布して居る事は前篇に説明しておいた通りであるが、此の地方のよい廣間型の例が無かつ

たので、昨年阿蘇から高千穂の方に旅行して見て、その地方の踏査を了したので、此の輯に追加することにしたのである。此の廣間型が特に此の地方に獨立して發達して居る原因に就いては未だ明でないが、是れが喰違型の形式から發達したものである事は前篇に述べておいた通りである。是れは此の地方の原型からその發達の過程を辿る事が出来るのである。即ち宮崎縣の高千穂の例に就て見ると、上手に座敷が上と下の二室前後に並んで鍵座敷の形をなしてありその下手に表と云ふ全室の廣い間がある。此の三間で所謂原型の形式をしてゐるのであるが、此の地方では更に下手にゴセンと云ふ間が並んで居つて、一見併列型の性質を有してゐるのである。尤も本邦の原始型は上手後が納戸になつて、その前が土壁で仕切られて居るものであるから、此の地方のものは大分變化したものであると思ふ。それに又座敷を上と下と鍵座敷の形式にする事が後世の武家造りの影響を多分に持つて居るものと見る事が出来ようと思ふ。

此の形式は熊本縣八代郡仁多尾村即ち、所謂五箇庄の間取と似て居るものがある。但し前篇に示してある通り、その岩崎氏の家は三室の併列型で是れに一間巾の内椽が附いてゐるが、枝川氏の家は上手オザの前に座敷が附いて居つて、丁度此の高千穂地方の間取と符號するものがある。又高千穂で中央の表の前が土間になつて、上手前のツゴネ（又は下ノ間とも云ふ）の間よりも三尺乃至一間後退して居る部分が枝川氏の家では廣椽になつて居るのである。

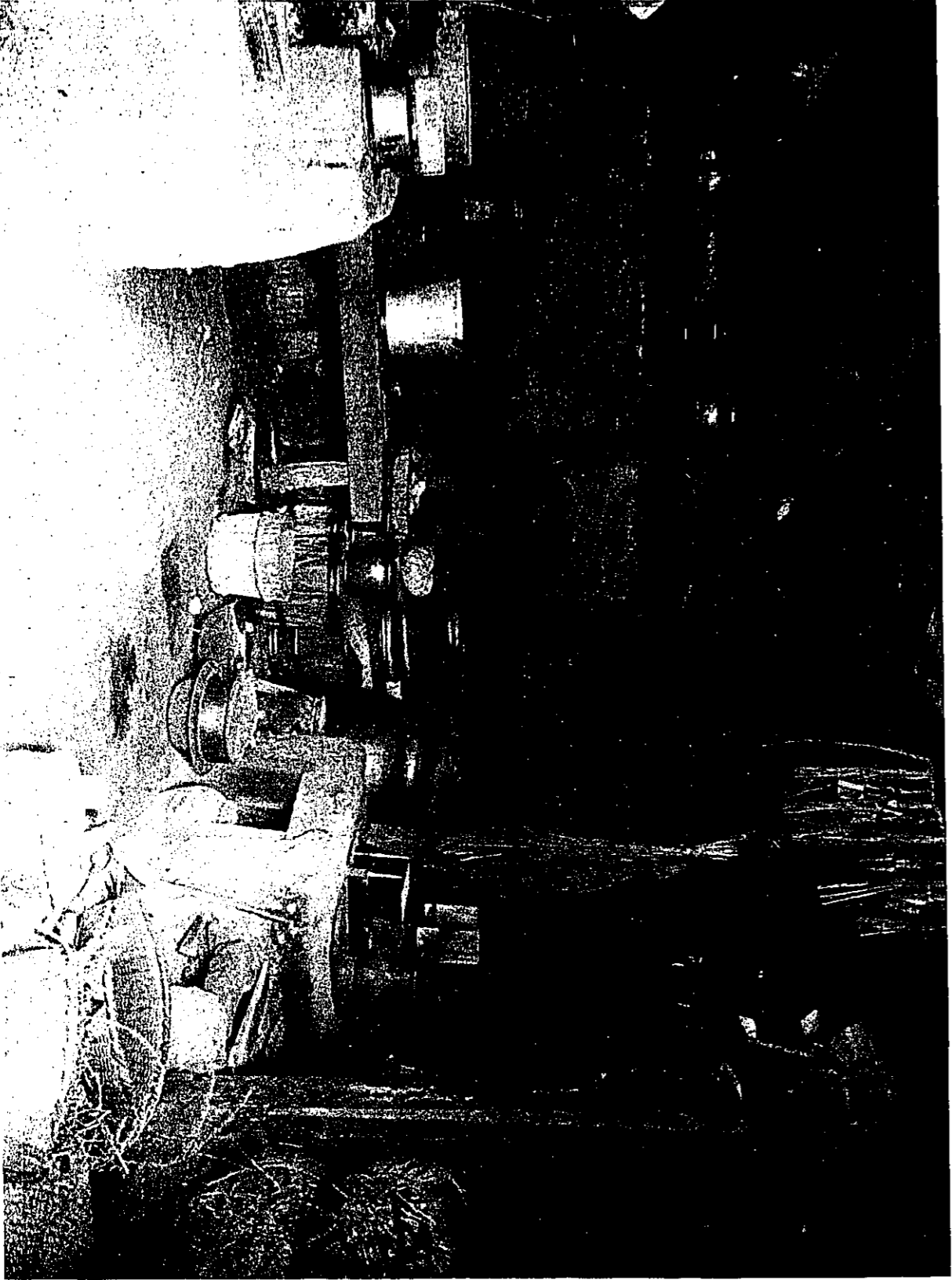
以上の形式から次に廣間型の間取になるのであるが、是れは中央の「表」の後方を仕切つて、一室の部屋、又は部屋と勝手の二室を設けたものであつて、阿蘇郡及び豊後國一帶によく發達して居る。但し山間部の阿蘇郡や玖珠郡地方のものはよく上手後が部屋になつて居つて、完全な武家造りの鍵座敷の型式になつて居らぬけれども、豊後國の南海岸地方のものになると前座敷、奥座敷と前後に併びその奥の正面に床の間が面して鍵座敷の型式をなして居る。然し、前座敷には東北地下に見らるゝ様な廻り椽がなくて押入が妻の方に取つてあるものが多い。

此の様な鍵座敷の附いた廣間型は東北地方の廣間型と同一の形式で九州の一角に特に發達して居る事實は近畿以西で見られぬ現象であると思ふ。

長崎縣



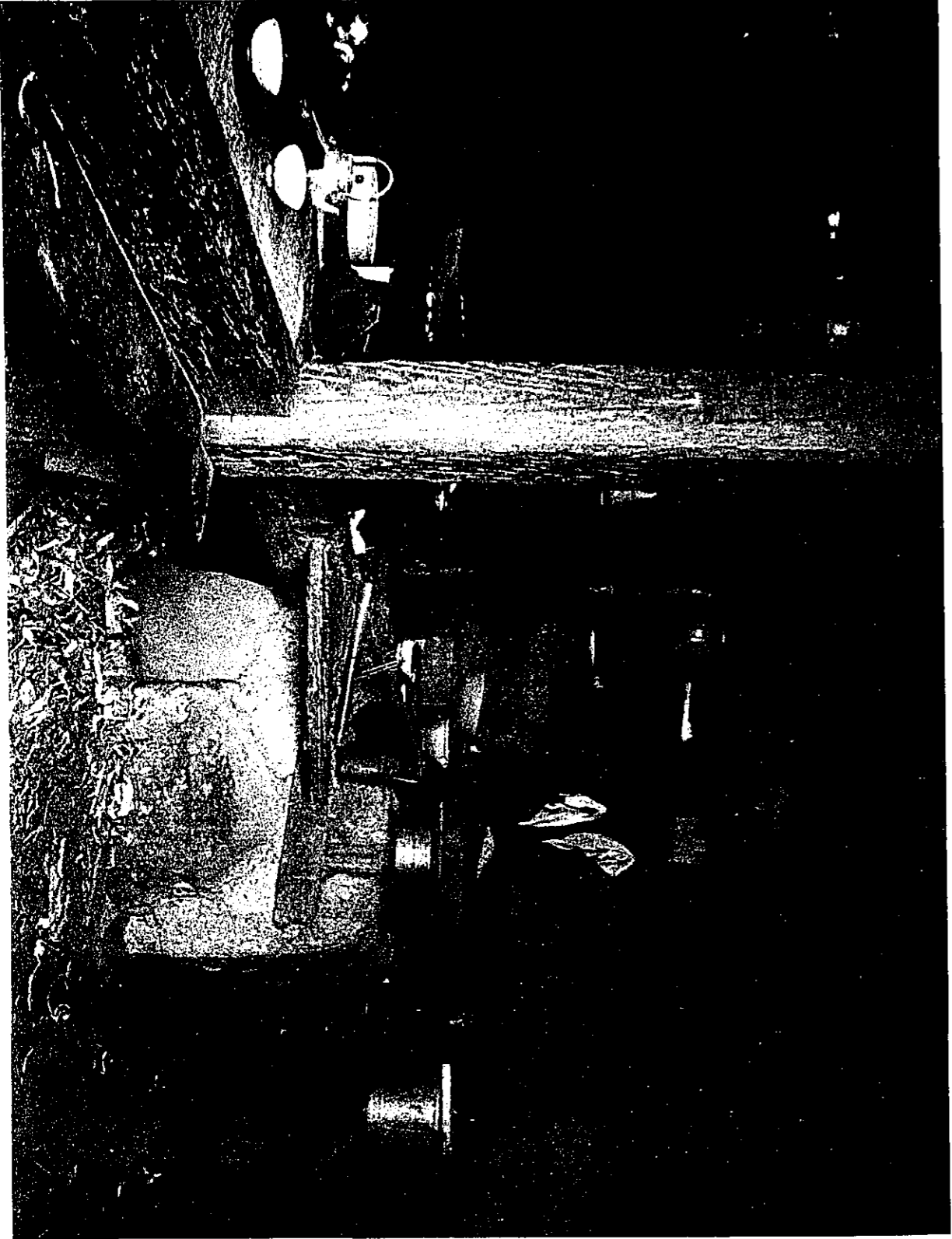
耶賀村 山川峯園邸氏 1



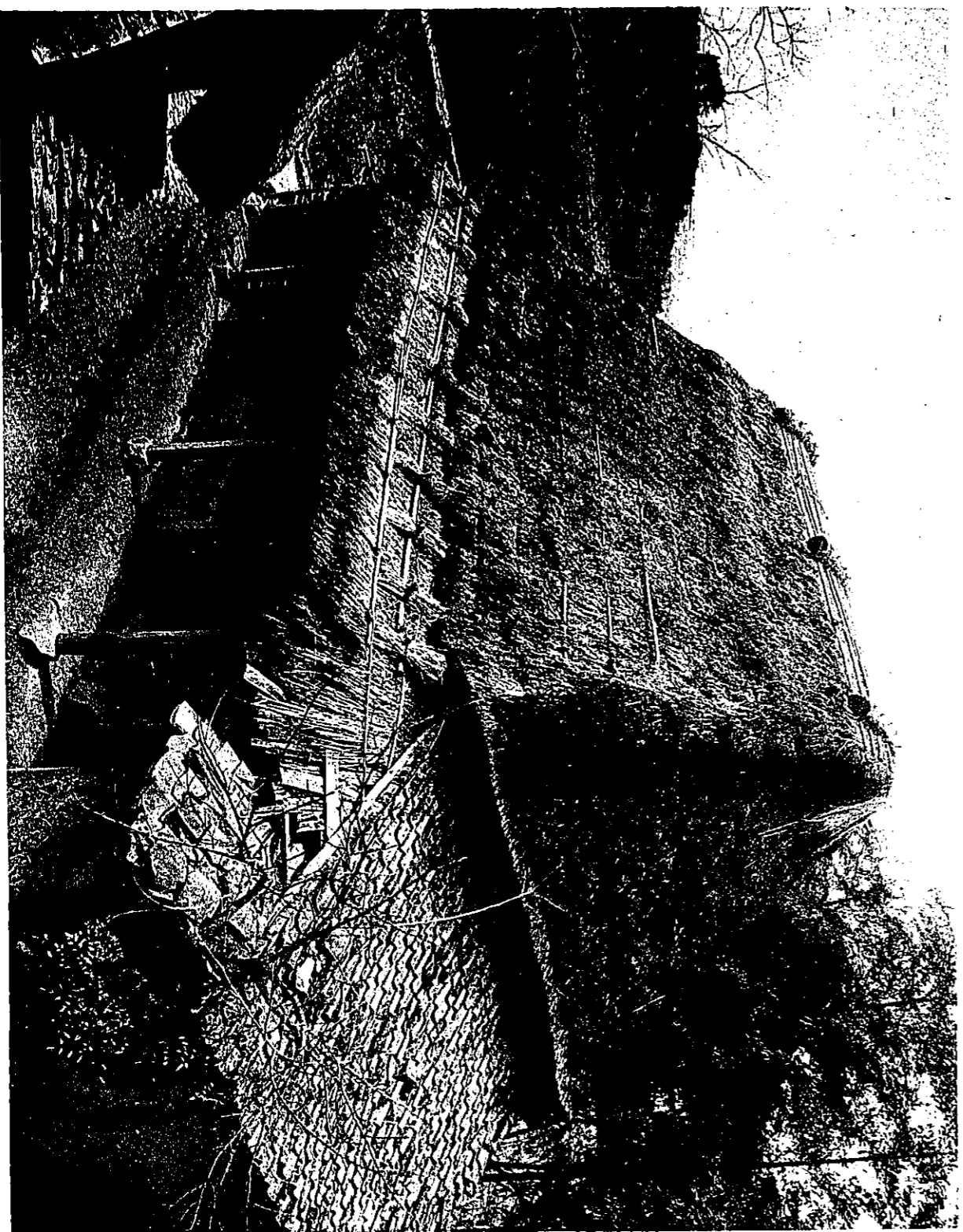
耶賀村 山川峯四郎氏 2



耶賀村 坂本合三氏 3



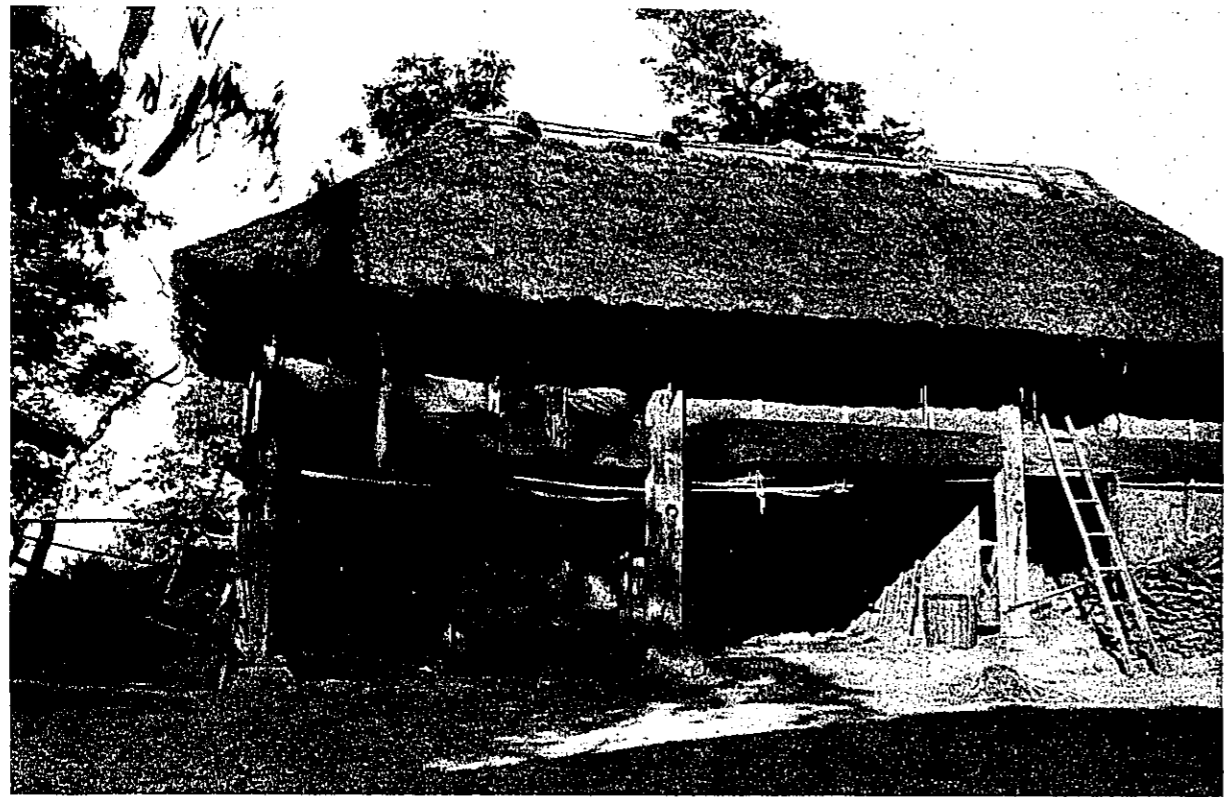
4 耶賀村坂本合三氏



長興村 田中岩吉氏 5



杉谷村 本村助藏氏



杉谷村 野島助藏氏

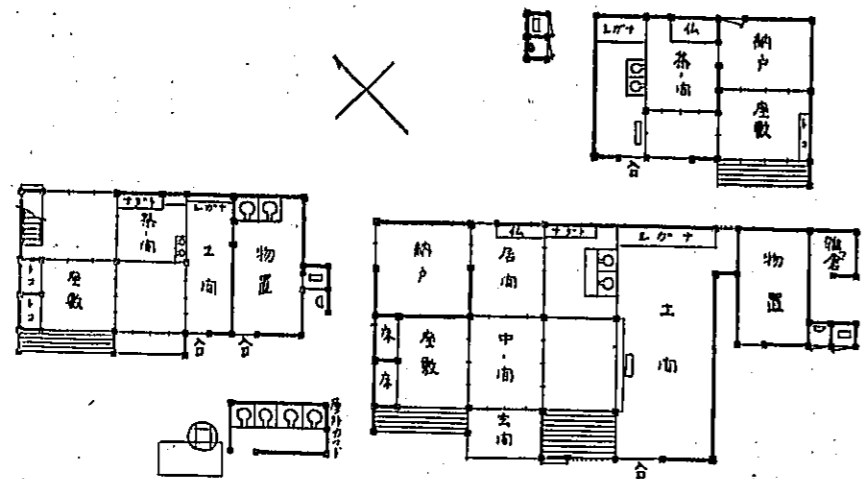
縣下の概観

壹岐郡、對馬郡其他松浦郡地方の如く北方にある諸郡は喰違の形式が多い。是れは最も古い間取の形式が残つて居るもので、上手は一番後隅に納戸があり、その前に広い座敷が取つてある。ずつと昔は納戸と座敷との間の仕切を土壁にしたものであるが、今日残つて居るものは是を襖の類に直したものが多い。

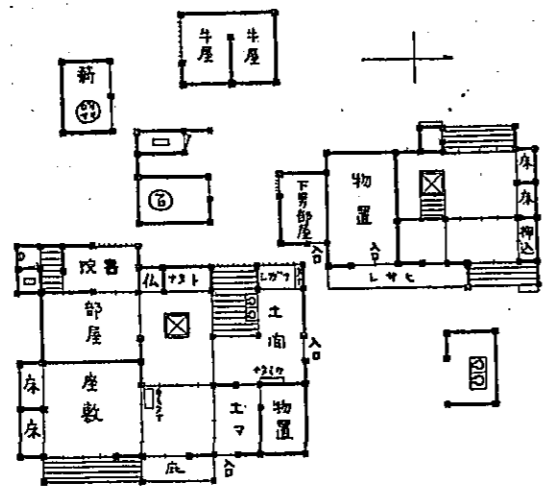
是れらの下手には勝手と寄付きの二室が前後に取つてあるが、後の勝手が廣くなつて前の寄付の方が狭くなつて居る。此の様な縦の仕切が通つて、左右の仕切が喰違つた型式を私は縦喰違型と呼んで居る。此の縦喰違型の間取が原型の間取に次いで我國の最も古い住居型式の面影を遺して居るものである事は已に述べた通りである。

肥前東西彼杵郡及び南北高來郡等の南方地方は一般に整型の間取が多い。然し一見整型に見えて居つても、屋根を見ると後の納戸の方は下室になつて居て、本棟は前の一側しか懸つて居なくて、是が又鍵屋の形になつたものが見られる。島原半島杉谷村の本村助藏氏の家も整型四間取であるが、本棟は座敷の上だけで裏の納戸は下室になつて居る。又下岸康延氏の家はオマエの奥行だけの本屋が前面にあつて、是れから更に鍵屋になつて裏の方に座敷が取つてある。此の様な間取の鍵屋は筑紫平野から分布して居る鍵屋の系統を牽くものであらうと思ふ。

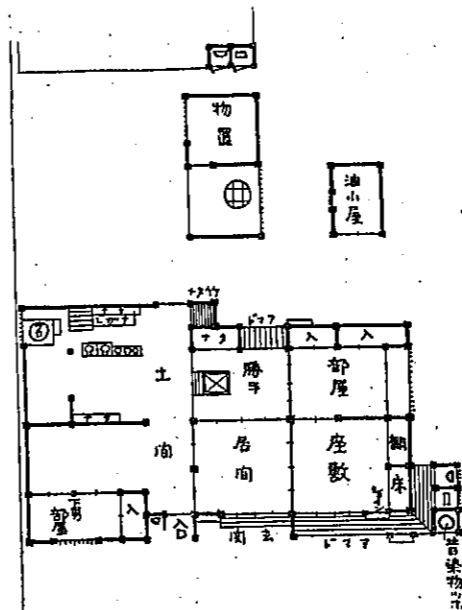
然し此の様な四間取の家は上手に納戸と座敷があり、次にヨ間とオマエがあり、此の下手に土間がある。その土間は後が釜屋、前がナカエとなつて居る。南九州地方では炊事の室をナカエと曰つて居るものが多いが、此の地方の様には土間をナカエと云ふ事は南方地方の轉訛であるかも知れない。土間の間口は多くは二間乃至二間半で或ものは正面に小さな下男部屋をとつたものがある。土間は前後を壁で仕切つて後の釜屋にクドを設ける。北方の松浦郡の地方では釜屋が土間下手の壁の外に下屋を増した形に取つてあるものも多く見られるが、時に釜屋が全く別棟になつたものも見られる。又前土間の下手半分に物置き下男部屋等を設けたものも見られる。



村崎箱那岐壹
2×3型整(二)



村平川南郡浦松北
2+2型違喰(三)



村早津北郡來高北
2×2型整(一)

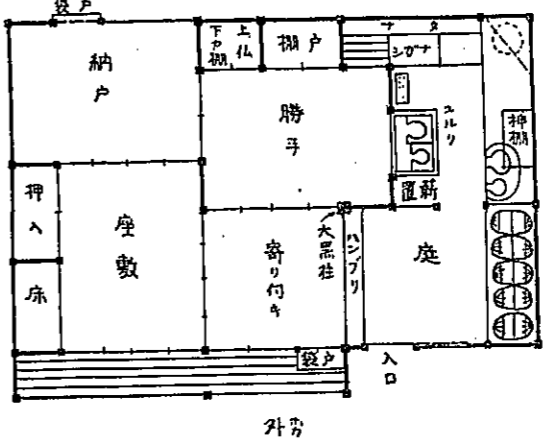
壹岐郡の喰違四間取の古い形式の家では、ニワの有様は中國地方の古い家と同じ形式になつて居る。即ち大黒柱の後方、勝手の間(是は横座と云ふ)の上り口にクドが床座の方を向いて並んであり、又ニワの下手に大釜を据えてあるが是をニワクドと云ふてある。又外クドと稱して外庭の空地にクドを築いて湯等を沸すのに用ひる風習がある。屋敷は大體に於て九州地方は散在式になつておつて、母屋を正面に取りその下手及びその前の方に物置、牛屋、隠居、便所等を配置するものが多い。又島原地方では外庭の前面に母屋と相對して大きな厩舎を建て、馬を飼養する風習がある。

屋根は多く草葺であるが下屋、庇等は瓦にしたものが多い、又新築家屋は瓦葺にするものが多い。次に縣下に於ける間取の最も多く見られる形式を示して置く。是等を見ると宅地内の附屬家及び、離れ家等の多い事もその特徴として認められるであらう。

圖版説明

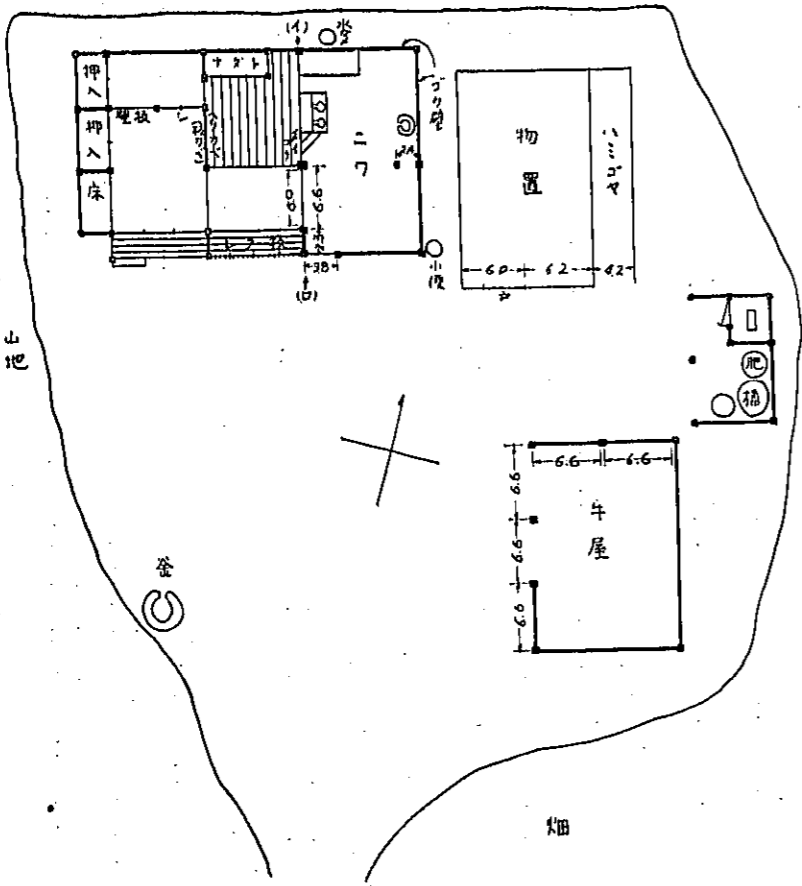
圖版第一 長崎縣壹岐郡那賀村山川峯四郎氏の家である。壹岐島には部落の構成など古い時代の形式が存続して居て、何れも散村で、一空地毎に住家が散在して居るのである。家の作りも可なり古く、間取は喰違の四間取で上手の隅に納戸とその前に座敷がある。納戸と座敷との仕切は襖になつて居るが古い時代には壁になつて居たものに相違ないと思ふ。是れは中國地方の喰違でも所々説明してゐた通りである。喰違の六間取の家の側に床の間が正面向きにあつてその裏が納戸になつたものがある。

座敷の下手には寄り付きがあり、ニワから上る所にヘンブリと謂ふ上り段がある。寄り付きの上り口の方には建具がない。その奥には勝手元には横座敷がある。勝手元のニワの方にはクドが普通二個並んで居つて、板間の方に焚口が向いて居る。是れも中國地方の間取で説明したものと同じ形式で變りはない。後の壁に接して左の方に、上に佛壇がありその下に戸棚がある。又その右の方に一間巾の上下二段の戸棚が取り付けてある。ニワの正面には下に竹箆のハシリがあり、その上にハンド甕と流しが置いてある。又ニワの外壁の方には、前方に俵を積んで置いてある此の俵積は下を一尺位の高さに張り上げを付けて是れに俵を並べ、更にその上に竹又は木を二本横に渡して、その上に二段目の俵を積み、斯様にして普通四段位積み上げるのださうであるが、此の様な習慣は昔は家の誇りとして行はれて居たが今日は必ずしも尊重されて居ない。又後方には必ず大釜を築き、是れに御神燈を獻げ、又毎晩食を供え、正月には松櫛等を供えて居る。その上には荒神様が祭つ



てある。

圖版第一は山川氏の宅地全景であるが前か中央が母屋、その右の方に收農舎並に物置があり、左に釜屋と、離れがある。前面の畑は所謂前畑と云ふて必ず宅地の前に存してゐる。昔は壹岐には特殊の地制制度があつて、戸毎に割付けられたものである。



板壁になつて居つて、昔は此處にナラシを吊つて衣類を懸けたさうであるが、今は此の風習は見られぬ。此のヘリ

圖版第二、第三、第四、長崎縣壹岐郡の前村と同じ部落の阪本合三氏の宅である。此の宅地は南面し、北と西は山を切り開いて稍涯地になつて居る。圖版第三上圖はその全景で、正面に見えるのが母屋で、その右の棟が物置、前方の棟が牛屋である。下圖はその前面を見たもので向ふが物置、手前が牛屋である。又平面圖に見えて居る通り牛屋の裏の方に便所が別棟になつて居る。母屋は前の山川氏同様喰違四間取で、座敷と納戸の間は半分が板壁になつて、半分が障子になつて居る。又勝手元と座敷との間の喰違つて居る仕切はヘリカベと云ふ

7

カベは山梨縣、東京府の西方山地部落で見られる押板と同じ形式になつて勝手元から見ると、柱の見込み丈板壁が引込んで居つて、浅い入り込みになつて居るのである。又寄附きの前面にはサマと稱する格子が附いて居つたのであるが、私が行つた時丁度是れを取り外して普通の椽と兩戸に改造する所であつた。それで此の寫真には此處に新らしい障子が四枚嵌められた所を寫してある。昔は格子のあるものを格子造りと云つて居たが、今日は殆んど見られなくなつた。此の家は比較的古い形を有して居る方であつて、總ての棟が皆葺葺になつて居るが、少し新しい家になると、物置を瓦葺にし、又は更に牛舎も瓦葺にする習慣がある。勝手元の様子は前の家と變りはない。圖版第二は間違つて山川氏としたが、是れは第四の右側を寫したものであるから左様了解して頂き度い。圖版第四はニワから勝手元の奥の方を眺めたもので、その圖に見られる通り、戸棚の前面上部に桁が見えて居るが、是れはサシモンであつて他の柱の上にも皆此のサシモンか通つて居る。戸棚は此のサシモンから外側に下屋になつた所に取り付けてある。クドの焚口の上には自在があつてその上部にアマダが見えて居る。是れは中部地方などで火アマ等と云ふもので普通圍爐の上に見られるが、此の土地では圍爐がない變りに、クドの上に設けたものが存して居る。

又第二圖も周圍は下屋になつて、そこに正面に竹簀のハシリがあり、右の方に大釜が見えて居るが、その蓋の上に松其他の供物があり、上の荒神様には注連繩を張り稻が供えてある。

近畿地方などでは例へば京都府八瀬の様に大釜は大黒柱の横にあつて、日常炊事用のクドがニハの中央に設けられて居るものと、ニワの中央に大釜とクドとを合せて一列に所謂七つクドの形に並べたものとが見られるが、此の土地では、大釜がニワの隅に離れて、クドが板間に接して居るのである。此の形式は可なり廣く見られるもので、中國地方其他にも多く見られるところである。

母屋の前面の外庭をホカと云ひ、此一隅に釜が据ゑてある。是れは夏期に簡単な炊事や湯沸しなどをするに使用されて居るが、最近では是れに屋根を葺いて、漸次に炊事を母屋の外でする様になつて來つた。前の山川氏の釜屋は

その一例である。是れは母屋を煤煙で汚さぬ爲めと夏期の暑熱を少しでも防ぐ爲めである。

母屋の構造は断面圖に見える通り、先づ屋根はサスが梁の兩端に横えられてある桁の上に立つて居る。此の様に桁が梁の上にあつて、柱の頭に直接ない構造法は九州篇の前篇の中にもその例が出てゐるが、九州の中部以北の地方には廣く此の様な構造法が分布して居る。然し此の様に桁の上に更にサスを立てるものはその中でも例は更に少なくなる。本篇の例では此の外に佐賀

縣鍋島村、福岡縣波多江村にその例があり、單に桁が梁の上にあるものは此の外にも大分縣日田町、宮崎縣高千穂等に見られる。

此の様な構造は四國では愛媛縣と、中國地方では、山口、廣島、鳥取、島根、岡山、兵庫の各縣の山間部の古い部落に残つて居るのが見られるが全國的に見て、九州中部以北を中心とする南方系の最も著しい特性の一つであると謂はねばならぬ。

此の家は梁間の兩端に柱が建つてゐるが、更にその外に下屋を葺下してある。昔は下屋の幅は二尺三寸乃至二尺五寸位であつたが、今日のものは三尺幅になつて居るものが多い。屋根の勾配は下屋の幅と内側の柱の高さとして定まるのであるから、従つて昔の家は勾配が急であつたが、今日の家は下屋の幅が廣くなつた爲めに漸次曲勾配になつた。尤も最近の家は下屋の部分を互庇に作る様になつて、本屋の草葺の屋根の四圍に互庇を葺下したものが多く、且つ、大屋根と互庇との間に土壁を回らしてある。此の様な作りをキツカケ造りと呼んで居る。

室内の建具の上部には鴨居の代りに指物を用ゐるが、是れは下屋及び妻の方にも回らされ、夫々下屋指物、妻指物と呼んで居る。大黒柱の上には梁下端に、ウシ梁で是を支えて居る。ニワの上には庭ウシが見えてゐる。屋根裏をツ

